お客様各位

禁止行為の解除承認申請について

愛知国際会議展示場株式会社

催事の開催にあたり禁止行為に該当する展示・実演を実施される場合には、予め禁止行為の解除承認申請を所轄消防署へ提出し、承認を得る必要がございます。

承認を得る書式は禁止行為の種類により異なります。詳しくは以下のウェブサイトからご確認ください。

ご不明な点がございましたら弊社運営担当までお問い合わせください。

<http://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/syobo/1002246/1002271.html>

以上